

高知県の地震

目 次

高知県の地震活動

震央分布図及び断面図	1
地震概況	1
高知県で震度 1 以上を観測した地震と各地の震度	2
高知県で震度 1 以上を観測した地震の震度分布図	2

地震一口メモ

「津波フラッグ」は避難の合図	3
----------------	---

※「高知県の地震」は月 1 回発行するもので、高知県及びその周辺の地震活動状況をお知らせすると共に、適宜、社会的に関心の高い地震について解説します。また、「地震一口メモ」で地震防災知識等の普及に努め、皆様のお役に立つことを目的としています。

※この資料の震源要素及び震度データは、再調査された後に修正されることがあります。

※本資料は、国立研究開発法人防災科学技術研究所、北海道大学、弘前大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、高知大学、九州大学、鹿児島大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国土地理院、国立研究開発法人海洋研究開発機構、公益財団法人地震予知総合研究振興会、青森県、東京都、静岡県、神奈川県温泉地学研究所及び気象庁のデータを用いて作成しています。

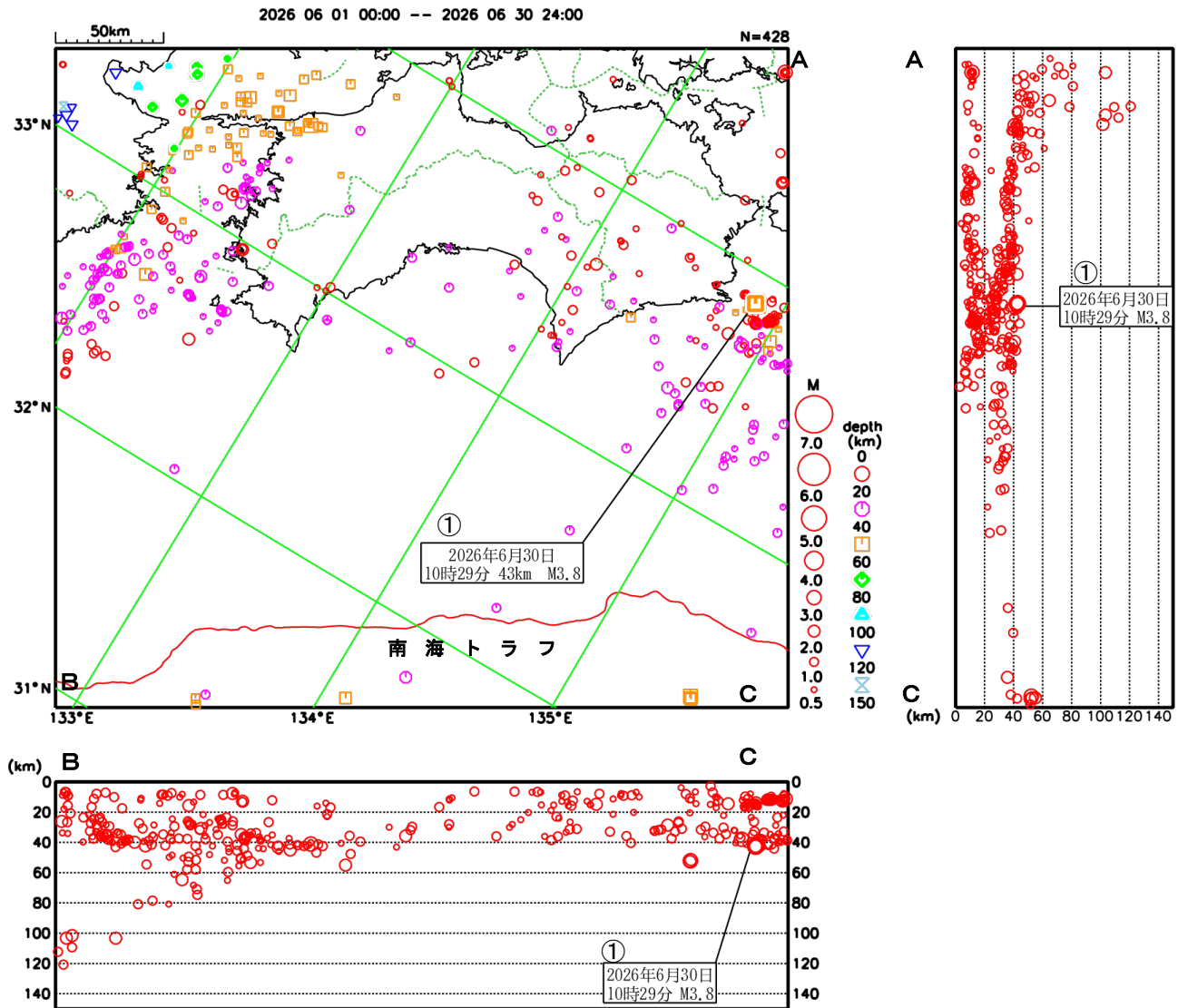
また、2016 年熊本地震合同観測グループのオンライン臨時観測点（河原、熊野座）、2022 年能登半島における合同地震観測グループによるオンライン臨時観測点（よしが浦温泉、飯田小学校）、2025 年トカラ列島近海における合同地震観測グループによるオンライン臨時観測点（平島、小宝島）、EarthScope Consortiumの観測点（台北、玉峰、寧安橋、玉里、台東）のデータを用いて作成しています。

2026年(令和8年)6月

高 知 地 方 気 象 台

「震央分布図及び断面図」

(2026年6月1日～6月30日)



震央分布図では、地震の規模を示すマグニチュード(M)はシンボルの大きさと色で表しています。震源の深さはシンボルの形と色を深さに応じて変えて表しています。右上の「N」は図中に表示しているシンボルの数(地震の回数)、右の「depth」は地震の深さの凡例を示しています。

断面図(右図及び下図)は、震央分布図範囲内の地震の北北西-南南東(A-C)方向断面図(右)と西南西-東北東(B-C)方向断面図(下)を表し、それぞれの地震の震源の垂直分布を表しています。

「地震概況」

2026年(令和8年)6月に、高知県内の震度観測点で震度1以上を観測した地震は1回でした(前月は3回)。

30日10時29分、紀伊水道の地震(深さ43km、M3.8、震央分布図①)により、東洋町で震度1を観測しました。また、和歌山県で震度2を観測したほか、近畿・四国地方で震度1を観測しました。

注) 地震概況にある数字は、「震央分布図」、「地震の表」及び「震度分布図」の番号に対応しています。

【その他、津波警報等の発表状況】

8日08時37分(日本時間)、フィリピン諸島、ミンダナオの地震(Mw7.7、Mwは気象庁による)により、気象庁は8日09時05分に高知県に津波注意報を発表したほか、北海道から沖縄県にかけての太平洋沿岸等に津波注意報または津波予報(若干の海面変動)を発表しました。この地震に伴い、高知県内では以下の検潮所で津波を観測しました(値は暫定値)。

室戸市室戸岬: 7cm 高知: 4cm

高知県に発表していた津波注意報は8日16時50分に解除しました。

「高知県で震度 1 以上を観測した地震と各地の震度」

2026 年 6 月

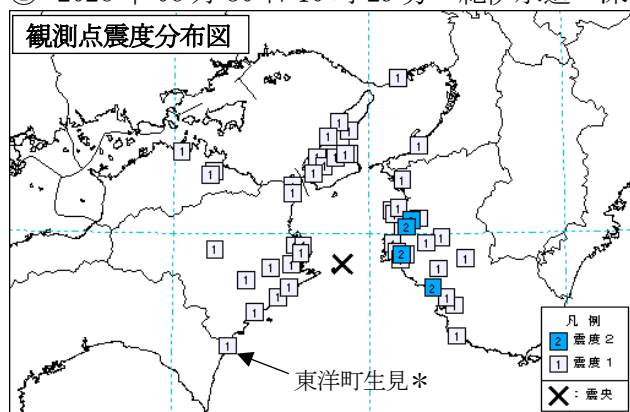
発震時刻（年月日時分） 各地の震度（高知県内のみ掲載）	震央地名	緯度	経度	深さ	マグニチュード
① 2026 年 06 月 30 日 10 時 29 分 高知県 震度 1：東洋町生見＊	紀伊水道	33° 52.4' N	134° 51.7' E	43km	M3.8

注) 観測点名の＊印は、気象庁以外（高知県または国立研究開発法人防災科学技術研究所）の震度観測点です。

「高知県で震度 1 以上を観測した地震の震度分布図」

2026 年 6 月

① 2026 年 06 月 30 日 10 時 29 分 紀伊水道 深さ 43km M3.8



注) 観測点震度分布図には、県内で最も大きい震度を観測した観測点名を記載しています。

観測点名の＊印は、気象庁以外（高知県または国立研究開発法人防災科学技術研究所）の震度観測点です。

「地震一口メモ」

「津波フラッグ」は避難の合図

令和2年夏から準備が整った海水浴場等では、「津波フラッグ」により大津波警報、津波警報、津波注意報（以下、「津波警報等」）が発表されたことをお知らせする取組が始まりました。

津波警報等は、テレビやラジオ、携帯電話、サイレン、鐘等、様々な手段で伝達されますが、「津波フラッグ」は視覚に訴える伝達手段となっています。「津波フラッグ」を用いることで、聴覚に障害をお持ちの方や、波や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方などにも津波警報等の発表をお知らせできます。

気象庁が行った調査によると、海水浴場を有すると回答した市町村のうち80%が「津波フラッグ」を導入しています（令和8年1月31日現在）。海水浴場や海岸付近で「津波フラッグ」を見かけたら、速やかに避難を開始してください。

○「津波フラッグ」とは

「津波フラッグ」は、長方形を四分割した、赤と白の格子模様のデザインです。縦横の長さや比率に決まりはありませんが、遠くからの視認性を考慮して、短辺100cm以上が推奨されます。

「津波フラッグ」は、主に船舶間の通信に用いられ、「貴船の進路に危険あり」を意味する国際信号旗である「U旗」と同様のデザインとしています。



海岸で津波フラッグを振っているイメージ

（公益財団法人日本ライフセービング協会提供）



リーフレット

（作成：公益財団法人日本ライフセービング協会・気象庁）

○「津波フラッグ」による伝達についての留意事項など

- ・伝達の実施者（ライフセイバー、監視員など）の安全が確保されていない場合、「津波フラッグ」の掲出を行わないことがあります。
- ・旗を掲げる、振る以外に、津波避難タワーや津波避難ビル等の海岸から見える建物に旗を掲げて、津波警報等の伝達を行うこともあります。
- ・津波警報等の切り替えおよび解除の際は、「津波フラッグ」による伝達はいりません。

「津波フラッグ」について（気象庁ホームページ）

https://www.data.jma.go.jp/egev/data/tsunami_bosai/tsunami_bosai_p2.html

定期刊行物 高知県の地震（高知地方気象台）

<https://www.data.jma.go.jp/kochi/kankoubutsu.html>